

令和4年1月19日（令和4(2022)年度第14号）



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail [hoikushikai@shakyo.or.jp](mailto:hoikushikai@shakyo.or.jp)  
<https://www.z-hoikushikai.com>

## <ニュースの内容>

- 【募集中】令和3年度都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー（WEB）開催のご案内
- 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.1）」が公表される
- 「『新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金』期間延長に係る保育所等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）」が発出される

## ◆【募集中】令和3年度 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー（WEB）開催のご案内／2月15日（火）開催

全国保育士会では、「令和3年度都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー」を開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、Zoomを使用したリアルタイム配信によるWEBセミナーとなります。

本セミナーは、都道府県・指定都市保育士会正副会長が一堂に会する唯一の場として、全国保育士会の取り組みや国の動向、組織強化にかかる課題や対応方策等を共有し、保育士会組織の充実強化に寄与することを目的に毎年開催しているものです。

本年度のセミナーでは、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」（以下、在り方検討会）の報告をうけ、これまでの保育士会組織の取り組みを振り返り、さらなる保育の質の確保・向上や組織強化について考えます。

ご講義いただく堀科先生（東京家政大学准教授）は、上述の「在り方検討会」に委員として参画されていきました。在り方検討会の検討内容の解説をいただくとともに、保育所あるいは保育関係組織に求められることについてご助言等をいただきます。

また、講義をうけ、グループ討議を実施します。今年度ご協力いただいた「都道府県・

指定都市保育士会組織に関する調査」を踏まえ、各組織の実態を共有し、課題解決へ向けた検討を行っていただきます。

各組織の地域性が反映された活動が、別の地域にとっても有益なものとなる可能性があります。各地域の活動の特色、抱えている課題等を共有し合うことで、今後の組織運営のヒントが見つければ幸いです。皆様のお申し込み、お待ちしております。

【日 時】 令和4年2月15日（火）12：55～17：40

【参加費】 5,000円（1名あたり）

【参加申込】 令和4年1月31日（月）

【プログラム】 ※休憩等を除いた主なプログラムを抜粋

時 間	内 容
13:05～13:25 (20分)	<p>【基調報告】 「全国保育士会 令和3年度事業進捗状況と今後の取り組みについて」 全国保育士会 会長 村松 幹子</p>
13:25～13:55 (30分)	<p>【講義Ⅰ】行政説明 「子ども・子育て支援の施策動向について」 講師：厚生労働省 子ども家庭局 保育課</p>
14:00～15:30 (90分) ※最後の10分 質疑応答	<p>【講義Ⅱ】 「地域における保育所・保育士等の在り方について（仮題）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（以下、検討会）」では、「子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが求められており、また、我が国の今後の人口構造等の変化を見据えると、地域だけの問題でなく、全国的な課題になることも想定される。」ことに対し、中長期的な視座にたち、今後の保育所や保育士等の在り方について検討がなされました。</li> <li>● 本講義では、委員として検討会に参画されている堀先生（東京家政大学）よりポイントをご講義いただくとともに、今後、保育所あるいは保育関係組織に求められることについてご助言等をいただきます。</li> </ul> <p>講 師：東京家政大学 准教授 堀 科 氏</p>
15:40～17:10 (90分)	<p>【グループ討議】 テーマ「各組織の充実強化のために行っている取り組みや課題について考える」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 講義内容を踏まえ、地域において、保育所に何が求められ、どのように展開していくのか、そのためにどのような組織強化をしていくべきと考えられるか各都道府県・指定都市内の保育所や組織における地域課題および充実強化について具体的に共有します。</li> </ul>

- 今年度実施した、「都道府県・指定都市保育士会組織に関する調査」を踏まえ、各組織で次年度に向けてどのような取り組みを行っていくべきなのかあるいは、今年度下半期にすでに組み込んでいるものについて意見交換を行い、課題解決へ向けた検討をおこないます。

開催要項およびお申し込み等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■ 全国保育士会ホームページ > 研修会 > 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー

<https://www.z-hoikushikai.com/kensyukai/index.php>

## ◆ 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係る FAQ(ver.1)」が公表される

令和4年2月からの保育現場で働く方々の収入の3%程度引き上げに向け、令和4年1月14日に「FAQ(ver.1)」が公表されました。あわせて、「よくある質問と答え」についてまとめられた事業者向けのリーフレットも公表されています。

また、本事業は準備期間が短期間となることから、自治体において問い合わせの回答が困難な場合があることも踏まえ、施設や事業者からの問い合わせに対応するために下記のコールセンターが設置されます。

コールセンター	<名 称>	内閣府処遇改善臨時特例事業コールセンター
	<電話番号>	0120-539-199
	<受付時間>	平日9時から18時30分まで
	<設置期間>	令和4年1月14日から3月末まで(予定)

FAQは、「対象職員」、「要件」、「賃金改善額の算定方法等」、「公立」、「市町村実務」、「実施円滑化実務」、「その他」の7項目に分けられ、1月14日時点で43問となっています。

下記に注意が必要なFAQを抜粋します。

5-1	市町村実務	市町村は今回の処遇改善を必ず実施しなければならないのでしょうか。	今回の処遇改善を実施しない市町村に所在する施設・事業所は、賃金改善の有無に関わらず補助を受けることができないこととなります。このような事態を避けるため、教育・保育などの現場で勤務する職員の方々の収入を引き上げるといふ本事業の趣旨をご理解いただき、本事業を実施していただきたいと考えております。市町村におかれては、事業者が予見性をもって賃金改善に取り組めるよう、2月より前に、可能な限り事業の実施の有無又は方針について管内の事業者に対して周知するようお願いいたします。
-----	-------	----------------------------------	---

- 回答にあるように、市町村が処遇改善を実施しない場合は、保育所等が賃金改善を実施したとしても、補助を受けることができません。2月からの実施に向け、短期間での対応が必要となりますので、施設側からも自治体担当者に十分な確認が必要になると思われます。

2-3	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、令和4年4月以降に、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を遡及して支払うことは可能でしょうか。	令和4年2月から実際に職員の賃金改善を行うことを要件としています。賃金規程等の改定に一定の時間を要することを考慮し、3月に、2月分及び3月分をまとめて一時金により支給することも可能ですが、4月以降に支払う場合には補助対象外になります。
-----	----	--	---

- 今回の処遇改善のかかる補助を受けるためには、3月までに賃金改善を行うことが必要です。4月以降に賃金改善を行った場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

3-10	賃金改善額の算定方法等	国家公務員給与改定に準じた給与の引下げを既に行っている公営以外の施設・事業所においてはどのように対応すべきでしょうか。	公定価格が令和3年度内に減額改定されると見込んで給与の減額改定を行っていた施設は、別途、手当や一時金等の支給により、令和3年度の賃金水準を当該減額改定前の賃金水準とした上で、「3%程度（月額9,000円）」の処遇改善を行う必要があります。
------	-------------	---	---

- 令和3年人事院勧告は期末手当を0.15月分引き下げる内容となりましたが、公定価格では令和3年度の減額改定が行われませんでした。給与の減額改定を行っていた施設は、当該減額改定前の賃金水準としたうえで、月額9,000円の処遇改善を行うことが必要です。

5-2	市町村実務	今回の処遇改善の実施に当たっては、処遇改善等加算と同様に、申請段階で賃金改善計画書とともに、賃金規程や賃金台帳等の挙証資料の提出を求め、事前に確認を行う必要があるのでしょうか。	申請の段階では、賃金改善計画書に記入されている内容が本事業の要件に合致しているかを確認することで足りります。一方で、実績報告書の確認の際には、賃金規程や賃金台帳等の添付を求め、記載内容について確認を行う必要があります。
-----	-------	--	---

- 今回の処遇改善の補助を受けるためには、「賃金改善計画書」をあらかじめ市町村に提出し、その後「実績報告書」の提出が必要となります。

そのほか詳細は別添資料をご確認ください。



# 令和4年2月から 教育・保育の現場で働く方々の 収入の引上げに必要な費用を補助します

施設・事業所が、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、  
収入を3%程度引き上げるために必要な補助を実施します。

## 対象 施設

保育所・幼稚園・認定こども園・  
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・  
事業所内保育事業・特例保育を行う施設

- ※ 公立の施設・事業所も対象となります
- ※ 私学助成を受ける幼稚園は文部科学省事業による補助となります

## 補助 内容

収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための費用を補助  
（補助額は公定価格上の職員の配置基準を基に算定）

- ※ 施設・事業所での実際の職員配置状況などにより、1人当たりの引上げ額が月額9,000円を下回る場合があります
- ※ 令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定分（▲0.9%）も上乗せして補助します

## 補助 要件

- ・ 補助額の全額を賃金改善に充てること
- ・ 賃金改善について最低でも改善額全体の3分の2以上を基本給または決まって毎月支払われる手当により行うこと
- ※ 令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定（▲0.9%）を反映しない賃金水準に基づいて賃金改善を行う必要があります
- ・ 賃金改善の計画書・実績報告書を市町村に提出すること

事業の詳細については、以下の内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>



よくある質問・  
問合せ先は裏面へ

## よくある質問と答えについてまとめました

### 1 今回の補助事業が終了した後の扱いはどのようになるのでしょうか？

- 今回の補助事業の実施期間は令和4年2月から9月までですが、令和4年10月以降も、公定価格の見直しにより、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を継続します。

### 2 処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか？

- 調理員や栄養士、事務職員など、施設・事業所に勤務する全ての職員が対象となります。ただし、法人役員を兼務する施設長や、延長保育・預かり保育などの通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象となりませんのでご注意ください。

### 3 処遇改善の対象には、非常勤職員や派遣職員も含まれますか？

- 非常勤職員も対象となります。派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて処遇改善が確実に実行されることを確認する必要があります。

### 4 賃金改善の額は、全ての職員について一律同額とする必要があるのでしょうか？

- 個々の職員の賃金改善について必ずしも一律同額とする必要はなく、事業者が各施設・事業所の状況を踏まえて判断することも可能です。ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏った賃金改善が行われるといった状況とならないよう留意する必要があります。

### 5 令和3年人事院勧告に伴い、令和4年4月から公定価格が減額改定される予定とのことですが、今回の補助事業との関係はどうなるのでしょうか？

- 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定を踏まえ、令和4年4月から公定価格を減額改定（▲0.9%）する予定ですが、今回の補助事業では収入を3%程度引き上げるために、令和4年4月から9月までの間、当該減額分を上乗せして補助します。
- 令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応する予定です。

### 6 賃金改善はいつから行う必要がありますか？

- 令和4年2月から実際に賃金改善を行うことを補助要件としています。

### 7 賃金改善額全体の3分の2以上を基本給または毎月決まって支払われる手当に充てることとされていますが、2月から賃金規程を改正する必要がありますか？

- 賃金規程の改正には一定の時間が必要となることを考慮して、令和4年2・3月分については、一時金により支給することも可能としています。また、令和4年2・3月分を、3月にまとめて支給することも可能です。この場合でも、令和4年4月以降は基本給または毎月決まって支払われる手当による賃金改善が必要です。

**【お問合せ先】 内閣府処遇改善臨時特例事業コールセンター ※ 令和4年1月14日～3月末（予定）**

**0120-539-199（平日9:00～18:30）（おかけ間違いにはご注意ください）**

# ◆ 『『新型コロナウイルス感染症による小学校休業等 対応助成金・支援金』期間延長に係る保育所等の保 護者に向けた再度の周知について(協力依頼)』が 発出される

令和4年1月13日、標記事務連絡が、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部(局)宛てに発出されました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響による保育所等の臨時休園等にともない、子どもの世話をを行うことが必要になったことにより仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、令和3年9月30日から再開されていた下記の「助成金・支援金」の対象となる休暇の取得期間が、「令和3年12月31日まで」から「令和4年3月31日まで」に改正されました。

本助成金・支援金の申請期限については、令和4年1月1日～同年3月31日までの休暇取得分は、令和4年1月1日～同年5月31日までとなっています。

<b>小学校休業等対応助成金</b>	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主への助成金
<b>小学校休業等対応支援金</b> <small>(委託を受けて個人で仕事をする方向け)</small>	子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

本助成金のさらなる活用促進のため、都道府県労働局に「特別相談窓口」が設置され、労働者からの「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」等の相談内容に応じ、事業主への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけ等を行っています。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の拡大により保育所等の休園数も増加することが考えられます。今回の制度延長にともなって、保護者に対して、本助成金・支援金の情報が行き渡るよう、貴施設におかれましても下記HPに掲載のリーフレット等を活用し、ご案内いただきますようお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ホームページ

- ・ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)
- ・ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

※ 申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載されています。

- ・ 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21202.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html)